

資料編

第5次草津市総合計画策定の経緯

審議等の体制と取り組み概要

1 草津市総合計画特別委員会審議経過

市議会が設置する委員会です。

計画策定の各段階において、市議会の立場からの意見を求めました。

開催年月日		主 な 内 容
第1回	平成20年12月4日	<ul style="list-style-type: none"> 第5次草津市総合計画の策定について 第4次草津市総合計画の総括について 今後の活動方針、活動内容について
第2回	平成21年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画のフレームと草津市の現況と課題について 新基本構想の考え方について 今後の活動方針、活動内容について
第3回	平成21年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の体系について 基本構想について 今後の進め方について
第4回	平成21年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画基本構想（案）について 基本構想（案）上程までのスケジュールについて
第5回	平成21年8月17日	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想（案）に関するパブリック・コメントの実施結果について
第6回	平成21年9月25日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の基本構想（案）について 基本計画（素案）について
第7回	平成21年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> リーディング・プロジェクト（案）について 国土利用計画（案）について
第8回	平成21年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画基本構想につき議決を求めることについて 基本計画（案）について 平成21年度草津市総合計画策定市民会議報告書について 国土利用計画（案）のパブリック・コメントの実施について
第9回	平成22年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画（案）のパブリック・コメントの実施結果について 総合計画基本計画（案）のパブリック・コメントの実施について
第10回	平成22年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画につき議決を求めることについて 総合計画基本計画（案）のパブリック・コメントの実施結果について

2 草津市総合計画審議会審議経過

市民（各種団体代表、一般公募）および有識者等25名からなる会議です。

第5次草津市総合計画について、専門的・総合的な見地からご審議いただくよう市長から諮問し答申を受けました。

開催年月日		主 な 内 容
第1回	平成20年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画策定方針について ・今後の審議予定スケジュールについて ・草津市の概況について
第2回	平成20年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次草津市総合計画の検証について ・第5次草津市総合計画策定にかかる市民意識調査の結果について
第3回	平成20年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の具体的検討スケジュール（案）について ・草津市の将来人口の推計について ・草津市の現状と課題について
第4回	平成20年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市の現状と課題について ・まちづくりの理念と都市ビジョンについて
第5回	平成21年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・現況課題、基本構想（草案）について
第6回	平成21年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・現況課題、基本構想（素案）について
第7回	平成21年6月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・現況課題、基本構想（案）について
第8回	平成21年9月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果等について ・リーディング・プロジェクト（素案）について ・地域経営の方針（素案）について ・草津市総合計画基本計画（素案）について
第9回	平成21年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画（案）のパブリック・コメントの実施について ・基本計画（案）について
第10回	平成22年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画（案）のパブリック・コメントの実施結果について ・基本計画（案）について
第11回	平成22年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（案）について

草津市総合計画審議会（国土利用計画部会）審議経過

開催年月日		主 な 内 容
第1回	平成21年11月9日	・アンケート調査結果速報について ・草津市の土地利用状況について ・国土利用計画骨子（案）について
第2回	平成21年12月1日	・国土利用計画骨子（案）について

草津市総合計画審議会（基本計画部会）審議経過

開催年月日		主 な 内 容
第1回	平成21年11月13日	・リーディング・プロジェクト（素案）について ・分野別計画・行財政マネジメント（素案）について
第2回	平成21年11月26日	・リーディング・プロジェクト（案）について ・分野別計画・行財政マネジメント（案）について

答申等

- ・平成21年10月23日 草津市総合計画基本構想の策定について（答申）
- ・平成22年3月30日 草津市総合計画第1期基本計画について

3 草津市総合計画策定懇話会

各分野を代表する学識経験者8名からなる会議です。

中長期的展望のもとで、時代のすう勢を踏まえた草津市の都市政策への具体的な提案をいただきました。

開催年月日		主 な 内 容
第1回	平成20年12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ■新川達郎座長（進行）「市民参加と協働のあり方について」 ■織田直文副座長「文化政策のあり方について （臨地学の視点から）」 ■高島幸次委員「文化政策の視点について （文化財の活用の視点から）」
第2回	平成20年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ■織田直文副座長（進行） ■矢野桂司委員「中心市街地活性化について」 ■松浦さと子委員「情報から見る市民社会のあり方について」
第3回	平成20年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ■新川達郎座長（進行） ■仁連孝昭委員「琵琶湖等の環境保全について」 ■松浦さと子委員「情報から見ての持続可能な社会構築について」
第4回	平成20年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ■新川達郎座長（進行） ■藤田弘之委員「これからの教育のあり方について （家庭教育の充実等）」 ■高島幸次委員「歴史資源の活用について」
第5回	平成20年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ■新川達郎座長（進行） ■矢野桂司委員「超高齢社会におけるインフラ整備のあり方について（情報社会の視点）」 ■仁連孝昭委員「超高齢社会におけるインフラ整備のあり方について（持続可能なまちづくりの視点）」
第6回	平成21年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ■織田直文副座長（進行） ■藤田弘之委員「超高齢社会への対応と子育て支援 （教育の視点から）」 ■村井龍治委員「超高齢社会への対応と子育て支援 （福祉の視点から）」
第7回	平成21年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ■新川達郎座長、織田直文副座長、矢野桂司委員、藤田弘之委員、村井龍治委員 「総合計画（草案）に対する意見等について」

市民参画の体制と取り組み概要

1 草津市総合計画策定市民会議

一般公募の市民など24人で構成する会議です。

4つの部会を設定し、市役所職員との協働のもとでグループワークを実施し、市民生活からまちづくり全般におよぶ課題を出しあっていただきました。また、施策・事業や将来像を検討する上での基礎となる提案、基本方針ごとの達成目標と各主体の行動指針の基本的な設定を行っていただきました。

	開催年月日	主 な 内 容
第1回	平成20年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次草津市総合計画策定方針について ・草津市総合計画策定市民会議の進め方等について ・草津市の現況について
第2回	平成20年9月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップテーマ 「“わがまち草津”を語り、草津のまちを見ましょう」
第3回	平成20年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップテーマ 「まちを歩いて、よいところや課題を確認しよう」
第4回	平成20年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップテーマ 「草津全体の課題をながめてみよう」
第5回	平成20年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップテーマ 「将来の草津のまちをイメージしよう」
第6回	平成20年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップテーマ 「これからのまちづくりの取り組みについて①」
第7回	平成20年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップテーマ 「これからのまちづくりの取り組みについて②」
第8回	平成21年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画策定市民会議のまとめ【平成20年度】 ・総合計画草案への市民会議意見の対応について
第9回	平成21年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画基本構想（案）について ・今年度の取り組みについて
第10回	平成21年9月15日 （第2部会） 平成21年9月16日 （第1、3、4部会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップテーマ 「基本計画の成果指標と立場ごとの役割・行動を考えましょう」
第11回	平成21年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップテーマ 「基本計画の成果指標と立場ごとの役割・行動を考えましょう」
第12回	平成21年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップテーマ 「基本計画の成果指標と立場ごとの役割・行動を考えましょう」
第13回	平成21年12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度取り組みの報告について

2 座・でいすかす

市政に声を届ける機会の少なかった市民から幅広い意見をいただくため、ドイツで開発された市民参画手法である「プランニング・ツェレ（計画細胞）」を参考に「座・でいすかす」を実施しました。

無作為抽出した市民によるグループワークによって、本市まちづくりの取り組みに係る提言をいただきました。

開催年月日

第1日 平成20年12月6日

第2日 平成20年12月7日

第3日 平成20年12月14日

テーマ

誰もが安全で安心して過ごせる地域づくり

～安心して子育てができ、高齢期をいきいきと暮らせる小地域づくりのアイデア提案～

3 市民意識調査

市民の生活実感やまちづくりに係る意向を把握するために実施しました。

第5次草津市総合計画策定に向けての市民意識調査

1回目

市内在住（18歳以上の男女3,000人）の方々に、日頃の生活で感じていることや、これからの草津市のまちづくりへのアイデア、市政に対する意見等を把握するアンケート調査を行いました。

・調査期間 平成20年9月5日～9月16日

・有効回答率 33.8%

2回目

市内在住（18歳以上の男女3,000人）の方々に、総合計画の確実な進行管理を行っていくため、計画当初段階での市民の意向を把握するアンケート調査を行いました。

・調査期間 平成22年2月12日～2月26日

・有効回答率 31.6%

4 パブリックコメントの募集

第5次草津市総合計画に関して、基本構想案・基本計画案のそれぞれについて、広く市民意見を募集しました。

第5次草津市総合計画基本構想案について

実施期間：平成21年6月25日～7月24日

提出者数：4人

意見総数：18件

第5次草津市総合計画基本計画案について

実施期間：平成22年2月5日～3月4日

提出者数：7人

意見総数：36件

5 草津の“これからの10年”を語るフォーラム

第5次草津市総合計画の検討の中間段階の内容について、広く市民に周知を図るために実施しました。

開催年月日：平成21年7月5日

場 所：草津アミカホール

内 容

■報告！これまでの取り組みについて

■基調講演

「持続可能で豊かな社会を」

講師 佐和 隆光さん（立命館大学大学院教授・京都大学経済研究所特任教授）

■パネルディスカッション

テーマ「まちづくりにおける市民と行政の役割とは」

パネリスト

大田 信光さん（草津市総合計画策定市民会議 代表）

土山 希美枝さん（草津市自治体基本条例検討委員会委員長 龍谷大学准教授）

織田 直文さん（草津市総合計画策定懇話会副座長 京都橘大学教授）

山中 勝利さん（草津青年会議所 直前理事長）

橋川 涉（草津市長）

コーディネーター

肥塚 浩さん（草津市総合計画審議会会長・立命館大学教授）

庁内の検討体制と取り組み概要

1 総合計画策定委員会

理事者、各部長で構成する庁内会議です。
総合計画策定において重要な事項の協議を行いました。

2 総合計画策定委員会幹事会

副部長等で構成する庁内会議です。
各施策の横断的な調整、総合計画策定委員会に提出する案件の調整等を行いました。

3 総合計画策定プロジェクトチーム

職員で構成する庁内会議です。
総合計画のわかりやすさ・使いやすさの研究、また、リーディング・プロジェクト、計画の進行管理に係る研究を行うとともに、市民会議に参画し市民と協働による計画づくりを行いました。

諮問文・答申文

草政発第1055号
平成20年9月2日

草津市総合計画審議会会長 様

草津市長 橋 川 渉

草津市総合計画の策定について（諮問）

第5次草津市総合計画（基本構想および基本計画）の策定について、草津市総合計画審議会設置条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

草総審第 18 号
平成21年10月23日

草津市長 橋 川 渉 様

草津市総合計画審議会
会長 肥 塚 浩

草津市総合計画・基本構想の策定について（答申）

平成20年9月2日付け草政発第1055号で諮問のあったこのことについて、当審議会で慎重な審議を重ねた結果、別添「第5次草津市総合計画・基本構想」のとおり答申します。なお、構想に向けては、下記事項について十分配慮するよう求めます。

記

1. 地方分権、さらには地域主権の時代に向かうなかで、本市の自治の気風を確実に受け継ぎ、“高いところざし”のもとで「協働のまちづくり」を発展させていくこと。
2. 基本構想に基づく基本計画の策定においては、「選択」と「集中」の考え方を重視し、本市まちづくりを牽引する取り組みを位置づけること。
3. 滋賀県全体を先導する自負と責任を持ち、市民ニーズを踏まえた適切な行財政マネジメントによる、確実に力強い地域経営への転換を図ること。

以上

草総審第 32 号
平成22年 3 月30日

草津市長 橋 川 涉 様

草津市総合計画審議会
会 長 肥 塚 浩

草津市総合計画第1期基本計画について

このことについて、平成21年12月22日に議決された第5次草津市総合計画基本構想を踏まえ、第1期基本計画について当審議会では慎重な審議を重ね、別添の内容のとおり取りまとめました。

については、この第1期基本計画に掲げた^{シビック・プライド}ふるさと草津の心をつくる3つのリーディング・プロジェクトについて積極的に推進されるとともに、達成目標と行動の指針を踏まえた市民・地域・事業者等との協働のもとで各分野における施策・事業の積極的な推進により、地域経営の視座にたった、新しい時代を拓く市政運営を行われたい。

草津市総合計画審議会設置条例

昭和44年4月1日

条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、草津市総合計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、市長の諮問機関として草津市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会設置条例(昭和42年草津市条例第7号)は、廃止する。

付 則(平成10年4月1日条例第2号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の草津市総合開発計画審議会設置条例の規定に基づき委員を委嘱されている者については、改正後の草津市総合計画審議会設置条例の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

草津市総合計画審議会設置条例施行規則

昭和44年4月1日
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市総合計画審議会設置条例（昭和44年草津市条例第2号）第2条の規定に基づき、草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、公共的団体その他の団体の役員ならびに国および県の職員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、議案について意見をのべるほか、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行について、必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会規則(昭和42年規則第6号)は、廃止する。

付 則(昭和47年11月24日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年7月16日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年12月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年7月1日規則第30号)

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則(平成4年3月25日規則第14号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成8年4月1日規則第14号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成9年10月15日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年4月1日規則第13号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の草津市総合開発計画審議会条例施行規則の規定に基づき委員を委嘱された者については、改正後の草津市総合計画審議会設置条例施行規則の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

付 則(平成13年11月1日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第23号)抄

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成21年4月1日規則第8号)抄

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

草津市総合計画審議会委員名簿

	氏名	役職等
副会長	大江 彰 宏	草津・栗東地区労働者福祉協議会 会長（平成21年8月10日から）
	勝部 増 夫	市農業協同組合 理事長
	川瀬 善 行	市自治連合会 会長
	北村 良 藏	草津商工会議所 会頭
会 長	京 勇 吉	草津・栗東地区労働者福祉協議会 会長（平成21年8月9日まで）
	久保田 久 美	公募委員
	肥塚 浩	立命館大学経営学部教授 総長特別補佐
	駒井 喜 行	市商店街連盟 会長（平成21年6月1日まで）
	重原文 江	公募委員
	柴田 いづみ	滋賀県立大学環境科学部教授
	関川 浩 嘉	（社）草津栗東医師会 会長
	田中 千 秋	市社会福祉協議会 代表
	塚口 博 司	市都市計画審議会 会長
	津屋 結唱子	しが文化芸術学習支援センター トータルコーディネーター
	寺本 哲 子	有限会社でじまむワーカーズ代表取締役
	富野 暉一郎	龍谷大学法学部教授
	中嶋 直 美	市PTA連絡協議会 代表（平成21年6月1日まで）
	浜口 久 美	公募委員
	平田 美音子	草津市21世紀文化芸術推進協議会 代表
	古川 美津子	市PTA連絡協議会 副会長（平成21年6月2日から）
古川 慶 民	公募委員	
ポーリン ケント	龍谷大学国際文化学部教授	
本間 道 明	市農業委員会 会長（平成21年7月20日から）	
南井 孝 一	市商店街連盟 副会長（平成21年6月2日から）	
宮下 千代美	特定非営利活動法人 ディフェンス 理事	
山田 和 廣	市体育協会 会長	
山中 勝 利	草津青年会議所 直前理事長	
山本 伊三夫	市老人クラブ連合会代表	
横江 喜代治	市農業委員会 会長（平成21年7月19日まで）	

（敬称略、50音順）

草津市総合計画策定懇話会設置要綱

平成20年6月10日

告示第118号

(設置)

第1条 第5次草津市総合計画の策定に向けて、中長期的展望に立ち、草津市の主要課題の解決策や検討すべきプロジェクトの具体的提案を求めるため、草津市総合計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見の交換を行うとともに、必要に応じ提言を行うものとする。

- (1) 第5次草津市総合計画の総合的な推進に関すること。
- (2) その他第5次草津市総合計画の策定のために必要な事項

(構成等)

第3条 懇話会の委員は、8人以内とする。

2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(座長および副座長)

第5条 懇話会に座長および副座長を置く。

- 2 座長および副座長は、あらかじめ市長が指名する。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を掌理する。
- 4 座長に事故あるとき、または欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、座長または副座長がその議長となる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

付 則(平成21年4月1日告示第91号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

草津市総合計画策定懇話会委員名簿

	氏 名	役 職 等
副座長	織 田 直 文	京都橘大学現代ビジネス学部教授
	高 島 幸 次	大阪大学招聘教授
座 長	新 川 達 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
	仁 連 孝 昭	滋賀県立大学環境科学部教授
	藤 田 弘 之	滋賀大学教育学部教授
	松 浦 さと子	龍谷大学経済学部准教授
	村 井 龍 治	龍谷大学社会学部教授
	矢 野 桂 司	立命館大学文学部教授

(敬称略、50音順)

草津市総合計画策定市民会議設置要綱

平成20年6月10日

告示第119号

(設置)

第1条 第5次草津市総合計画の策定に当たり、広く市民の参加を求めため、草津市総合計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、第5次草津市総合計画の策定に必要な事項について提言を行う。

(構成等)

第3条 市民会議は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、知識経験を有する者、公募による市民等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(代表および副代表)

第5条 市民会議に代表および副代表を置く。

2 代表は、委員の互選によって定める。

3 代表は、市民会議を総括する。

4 副代表は、代表が指名する。

5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、または代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 代表は、必要に応じて会議を招集し、会議を進行する。

2 代表は、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 市民会議の所掌事務をさせるため、第1部会、第2部会、第3部会および第4部会を設置する。

2 各部会の分掌事務は、別表に定める。

3 各部会に属する委員は、代表が指名する。

4 各部会に部会長および副部会長を置く。

5 各部会長は、各部会に属する委員のうちから代表が指名する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過および結果を代表に報告する。

7 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を進行する。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項

について説明または意見を聴くことができる。

9 各副部会長は、各部会長が指名する。

10 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、総合政策部企画調整課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

付 則(平成21年4月1日告示第91号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

部会	分掌事務
第1部会	(1) 人権教育または啓発の推進に関する事 (2) 男女共同参画社会の実現に関する事 (3) 環境の保全と向上に関する事 (4) 市民生活の安全に関する事 (5) その他目的達成に必要な事項に関する事
第2部会	(1) 健康づくりに関する事 (2) 福祉に関する事 (3) 教育に関する事 (4) 文化または芸術活動の振興に関する事 (5) 市民スポーツの振興に関する事 (6) その他目的達成に必要な事項に関する事
第3部会	(1) 基盤の整備に関する事 (2) 産業の振興に関する事 (3) その他目的達成に必要な事項に関する事
第4部会	(1) コミュニティー振興に関する事 (2) 協働のまちづくりに関する事 (3) 市民交流に関する事 (4) その他目的達成に必要な事項に関する事

草津市総合計画策定市民会議 委員名簿

	氏 名	役 職 等
	池 田 奈 美	公募委員
	井 上 美 治	公募委員
副代表	宇 野 彰 一	(株)高岡屋代表取締役社長
	大久保 啓 子	公募委員
代 表	大 田 信 光	南草津団地 ボランティア草の根会代表
	岡 本 幸 助	特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション 理事長
	小 河 英 明	立命館大学高大連携推進室
	恩 地 美 和	オリーブ代表
	河 村 完	公募委員
	権 田 五 仁	株式会社 Mi-Oスポーツ 代表取締役社長(平成21年度委員)
	澤 孝 子	WITH 代表
	白 井 けい子	子育て支援グループ はな・はな
	銭 本 紀 洋	株式会社ライフフルーツ 代表取締役CEO
	高 岡 實	琵琶湖ネット草津 代表(副会長)
	谷 恵 子	地域サロン実践者 (草津市認知症キャラバン・メイト)
	田 村 忠 義	株式会社 Mi-Oスポーツ 代表取締役社長(平成20年度委員)
	中 島 紀 昭	担い手農家代表
	西 川 由佳莉	立命館大学ボランティアサークル「Bridge」
	畑 源	ノース・ウィンド・ジェネレート・クラブ
	廣 畑 諭	パナソニック(株)ホームアプライアンス社
	南 義 彦	ホテルポストンプラザ草津 管理部長

(敬称略、50音順)

草津市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第5次草津市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に向けて、庁内において基本構想および基本計画の策定のための計画案の検討および協議を行うことを目的として、草津市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各課での総合計画の計画案の作成および資料整理に対する指導に関すること。
- (2) 総合計画の計画案の検討および協議に関すること。
- (3) その他総合計画の策定のため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括する。

- 2 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第7条に規定する副部長会議の構成員をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、委員長の指名する職員をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

草津市総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱

平成20年6月10日
告示第120号

(設置)

第1条 市職員の知識、経験等を第5次草津市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に生かしていくことを目的として、草津市総合計画策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(研究内容)

第2条 プロジェクトチームの研究内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) くさつ2010ビジョンの現状分析に関すること。
- (2) 関係機関および他市町村の事例研究に関すること。
- (3) 主要プロジェクトの研究に関すること。
- (4) 総合計画の理念および基本的な仕組みの検討に関すること。
- (5) 基本構想の素案に関する意見提案に関すること。
- (6) 基本計画の素案に関する意見提案に関すること。
- (7) 総合計画のあり方および市民参加のあり方、職員参加のあり方の検討に関すること。
- (8) 総合計画の進行管理および行政評価システムとの連動等に関すること。
- (9) その他総合計画の策定に関すること。

(構成)

第3条 プロジェクトチームは、20人以内の市職員で構成し、市長が指名する職員をもって充てる。

(座長および副座長)

第4条 プロジェクトチームに座長および副座長を置き、構成員の互選によって定める。

2 座長は、プロジェクトチームを総理し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が必要に応じ招集する。

(職員の協力)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームに関する庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

付 則(平成21年4月1日告示第91号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。